

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月20日に提起した情報不存在通知処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和3年12月17日付3熊保育第2207-2号により行った不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、当該請求に係る情報に該当する文書は別紙に掲げる情報と特定し公開決定する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・熊取町が過去に作成し、一般の縦覧に供した個人情報取扱事務登録簿のうち、個人情報の記録項目に記載していない個人情報を第三者から収集した事実がある個人情報取扱事務登録簿。なお、XXXXXXXXXXが関与したものに限る。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-2号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和4年1月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、次の理由から、少なくとも保育課が所掌する登録年月日が平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から児童の病歴や障がいに関する個人情報や、虐待を受けた児童の個人情報を収集しているにもかかわらず、当該登録簿の個人情報記録項目の「思想、信仰、信条等」の欄に記載がされていない。なお、これらの個人情報を実施機関が収集したとの趣旨を担当課長が発言しており、この発言内容について、審査請求人と実施機関の双方の合意のもと双方で録音している。
- (2) 当該登録簿が令和2年10月19日に変更されているものの、選定事務における受付期間は令和2年8月19日から9月18日までであり、変更前の当該登録簿を根拠として応募事業者から個人情報を収集している。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の規定に基づき、個人情報を収集する前に作成し、一般の縦覧に供しなければならないものであり、個人情報取扱事務登録簿を変更する前に収集した個人情報について、変更後の登録簿を個人情報収集の根拠とすることはできないと考える。
- (4) 当該登録簿において個人情報保護条例第7条第3項各号の内容を包含しており、包括的に登録簿を登録しているとの町の主張に対して、同項各号の内容は当該登録簿に記載されていない。町の主張のとおり「内容が包含」されていると認められるのかどうかは、個人情報保護条例が規定する「一般の縦覧に供す」ことの条例上の趣旨を明らかにしたうえで「内容が包含」されているものと認められるか否かを判断する必要がある。
- (5) 「行政事務では多岐にわたる個人」を取り扱うものであり、多様なケースに対して完全に登録しておくことは運用上困難である」との町の主張に対して、あくまで行政の一般論として異論はないが、本件においては、この主張を盾にした行政事務の怠慢であるとする。
- (6) 個人情報保護規則で定められた登録簿の様式に対して必要事項を適切に記載することは町の責務であるが、様式には、チェックをするだけでよい箇所も存在しているものの、そのチェック自体も不十分である。
- (7) 登録簿は、住民の視点に基づいて作成されるべきものであり、本人以外から個人情報

報を収集する場合には、その対象となる個人や個人情報の記録項目を適切に記載する必要がある。また、選定事務においては個人情報保護条例第7条第4項に該当する個人情報を含め、町は個人情報を収集しているため、住民が当該登録簿を閲覧してこれらの情報を確認できる内容にしなければならないことは最低限必要である。

(8) 上述のとおり、町の主張は行政の一般論として異論はないが、それにより最低限の事務まで行わないことは行政の怠慢である。そして行政の怠慢を肯定しようとする町の主張は住民としては到底受け入れられないものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

当該登録簿において、事務として個人情報保護条例第7条第3項各号の内容を包含していると捉え、包括的に登録していると考えている。

多岐にわたる個人情報の記録項目にある情報についても包含した上で、当該登録簿で位置付けているため、審査請求にある登録簿は存在しない。

行政事務では多岐にわたる個人情報を取り扱うものであり、多様なケースに対して完全に登録しておくことは運用上困難である。

よって、当該登録簿は、記録項目にある情報についても包含し網羅しているため、審査請求にある変更前の登録簿を適正なものとして運用したものである。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければ

ならない。

2 争点について

審査請求人は、登録簿の記録項目に記載していない個人情報を第三者から収集した個人情報取扱事務登録簿があったはずであるから、本件審査請求の争点となる文書は、存在すると主張している。一方、実施機関は、多岐にわたる個人情報記録項目にある情報についても包含した上で、当該登録簿で位置づけているため、本件審査請求の争点となる文書は存在しないと主張している。

以上の点から、本件審査請求の争点となる文書を実施機関が特定できているかどうか争点である。

3 本件処分の妥当性について

実施機関によると、選定事務における個人情報は、多岐にわたる個人情報記録項目にある情報を包含した上で、当該登録簿に位置づけており、本件審査請求の争点となる個人情報事務取扱登録簿は存在しないため、本件審査請求の争点となる文書は存在しないということである。そこで、当審査会において、実施機関に資料請求を行い、選定事務に係る文書を見分したところ、個人の記録に関する情報、児童の個人写真、保育士の写真などであった。

これらの収集した個人情報は、当該登録簿の個人情報記録項目に該当する旨のチェックは入っていないことから、当該登録簿は個人情報保護条例第6条第1項で定める届出項目を満たしておらず、実施機関が主張する、当該情報を包含している、とは認めがたいものであることから、実施機関は、当該請求にかかる情報の特定ができていないと判断する。

したがって、本件処分に係る不存在決定を取り消し、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行なうべきである。

4 判断

審査会の答申と同様、当該登録簿は個人情報保護条例第6条第1項で定める届出項目を満たしておらず、実施機関が主張する、当該情報を包含している、とは認め難く、改めて当該請求に係る情報に該当する文書を特定した上で、公開決定等を行なうべきと判断する。

従って、請求に係る情報を、別紙のとおり特定した上で、公開すべきである。

第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。